

補助金調書

補助金名	福岡国際会議場整備事業補助金			担当課 (連絡先)	経済観光文化局 観光コンベンション部MICE推進課 (TEL 711-4345)		
交付先	団体	一般財団法人 福岡コンベンションセンター		区分	外郭団体等への補助金		
交付先決定方法	非公募	(公募の場合) 公募時期					
(公募の場合) 応募要件							
(非公募の場合) 非公募の理由	当該補助事業を行っている又は補助目的を達成し得る団体が限定されているもの。						
補助開始年度	平成13	年度	経過年数	19	年度		
補助金の目的 及び 補助対象事業	(一財)福岡コンベンションセンターが実施した「福岡国際会議場建設」に係る金融機関からの借入金の返済に対し、元利償還金相当額を補助するもの。						
補助金の終期	令和2	年度	延長回数	1	回		
終期を延長する理由	金融機関からの借入金の償還は令和4年度まで続く見込みであり、補助金を継続する必要があるため。						
交付対象経費及び 補助金の算定方法等	その他	【補助対象経費、補助金額の算定方法・考え方】 補助金額・・・金融機関の償還計画表に基づく返済金相当額					
(間接補助の場合) 間接補助とする理由 及び再交付先への配 分基準、審査基準	【間接補助の理由、再交付の配分基準・審査基準】						
交付状況等 【上段:交付件数】 【下段:決算】 (※1)	当該年度	前年度	前々年度	前々々年度			
	件	1 件	1 件	1 件			
	427,434 千円	432,029 千円	644,681 千円	681,462 千円			
前年度補助事業 の主な実施概要	補助金同額を金融機関への償還金として支出						
補助金交付 による効果	本来、本市が行う性質の施設整備であるが、財団であれば市が行うより低利子で資金調達ができたことから、福岡市と財団で協定を結び、財団が融資を受け整備することとしており、補助事業により結果的に市の財政支出を抑制することができている。						

※1:金額総額であり、複数の団体等に交付している場合、個々の団体等への交付額等を示すものではありません。なお、当該年度は当初予算額を記載しております。また、前年度決算額について、補助額の確定が未了のものは、交付件数および交付決定額を外数として()書きで記載しております。